

「ストレスチェック」実施促進のための 助成金のご案内

従業員数50人未満の事業場が、医師・保健師などによるストレスチェック※を実施し、また、医師によるストレスチェック後の面接指導など※を実施した場合、事業主が費用の助成を受けることができる制度です。従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のために、ぜひ、ご活用ください。

※「ストレスチェック」と「面接指導の実施」は、労働安全衛生法第66条の10第1項から第6項に規定する「心理的な負担の程度を把握するための検査」などのことをいいます。



<助成金を受けるためには>

◆平成27年度助成金との変更点について◆
他の小規模事業場と団体を構成する必要はありません。

助成金の支給申請をする前に、支給要件を満たしているかの確認を受けるため、あらかじめ労働者健康安全機構への届出が必要になります。

助成金の支給には、次の5つの要件を全て満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
(登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること)
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面談等を行う者は、自社の使用者・労働者以外の者であること。

<助成対象・助成額>

助成金の支給対象及び助成額は、次のとおりです。

1. ストレスチェック（年1回）を行った場合
1 従業員につき**500円**を上限として、その実費額を支給。
2. ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
1 事業場あたり、産業医1回の活動につき**21,500円**を上限として、その実費額を支給。
(支給対象とする産業医活動は、1事業場につき年3回を限度とする。)

【支給対象となる産業医活動の例】

- ・ ストレスチェックの実施について助言すること
- ・ ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること
- ・ ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと
- ・ 面接指導の結果について、事業主に意見陳述すること など

<助成金ご利用の流れ>

①登録の届出（労働者健康安全機構へ）

提出書類：ストレスチェック助成金事業場登録届

添付書類

- ・選任した産業医との契約書の写
- ・産業医の要件を備えた医師であることを証明する書類の写
- ・事業場の労働保険概算・確定申告書などの写
- ・ストレスチェックの実施を別機関が行う場合には様式第1-2号及び実施者の要件を備えていることを証明する書類の写
- ・事業場あての返信用封筒（通知書返信用）

届出期間：平成28年4月1日から11月30日まで

※ただし、届出期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。



通知書受理後3か月以内に

- ②ストレスチェックの実施について、産業医からの助言、労使での審議、従業員への説明・情報提供
- ③ストレスチェックを実施、従業員への結果の通知
- ④ストレスチェックに係る産業医による面接指導などの実施



⑤助成金支給申請（労働者健康安全機構へ）

提出書類：助成金支給申請書（ストレスチェック実施者と産業医の確認が必要）

添付書類：ストレスチェック実施者と産業医への費用の支払いを証明する書類

申請期間：平成28年4月15日から平成29年1月31日まで

※ただし、申請期間中でも、助成金支給申請の受付を終了することがあります。

➤ お問合せ先 届出・申請先

独立行政法人労働者健康安全機構

産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア東館17階

電話番号 044-556-9866

ホームページ

<http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx>

※各種様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。